



国土交通省

東北運輸局岩手運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：岩手県政記者クラブ》

平成30年3月5日
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局

大船渡市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年6月6日に東北運輸局及び東北運輸局岩手運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

記

- 行政処分書の交付年月日
交付年月日：平成30年3月5日
- 行政処分対象事業者及び営業所
事業者：大洋交通 有限会社 代表取締役 金野 明宏
(法人番号2402702000268)
岩手県大船渡市立根町字久保33番地
営業所：本社営業所
岩手県大船渡市赤崎町字沢田103番地5号
- 行政処分等年月日
平成30年2月22日
- 行政処分の概要
①事業用自動車の使用停止処分
平成30年3月5日から平成30年3月19日まで（8両×15日間停止）
- 違反の概要
①事業用自動車の使用停止処分
 - 届出を行った旅客の運賃及び料金の收受を適切に行っていなかった。
(道路運送法第9条の2第1項)
 - 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
 - 高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
 - 高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門
担当：西城、伊藤

TEL：019-638-2155

